

審 査 基 準

平成25年3月28日作成

法 令 名	: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項	: 第59条第9項
処 分 の 概 要	: 運搬証明書の書換え
原 権 者 (委 任 先)	: 島根県公安委員会
法 令 の 定 め	: 核原料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条 (運搬証明書の記載事項の変更)
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	: 2日
申 請 先	: 申請者は、直接又は関係都道府県の危険物担当課を通じて生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先	: 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110)
備 考	: